

平成 24 年 2 月 24 日

全国重症心身障害児(者)を守る会  
各支部長 様  
各運動推進委員 様  
各ブロック事務局長 様  
各法人常任理事 様

全国重症心身障害児(者)を守る会  
会 長 北浦 雅子

「つなぎ法」に伴う諸手続き及び平成 24 年度  
の報酬（案）について（情報提供）

平成 23 年 10 月 31 日に「つなぎ法」に伴う児童福祉法及び障害者自立支援法に関する基本的枠組み案が厚生労働省から示されたところですが、更に周知を図るために本年 1 月 11 日及び 2 月 8 日付けで各都道府県等に対して改めて事務連絡が発出されました。

また 1 月 31 日には、厚生労働省に設置された「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」から、「平成 24 年度の障害福祉サービス等報酬改定の概要」が発表されました。

このため、重症心身障害児（者）通園事業（以下「重症児通園事業」という。）を利用している障害児者、及び重症心身障害児施設（以下「重症児施設」という。）に入所又は国立病院機構国立病院（指定医療機関）に入院している障害児者に関して、本年 3 月 31 日までに行う諸手続きや新しい報酬の仕組み等について情報提供をいたします。

なお、現時点で新しい報酬単位の適用範囲等の詳しい取扱いが示されていないため、平成 24 年 2 月 4 日～5 日に本会事務所で開催された全国支部長会議において配布した資料と一部が異なっている部分がありますが、これは、その後厚生労働省に問い合わせをしたことにより新たに確認された最新の情報となっていることをご了解ください。

今後さらに詳しい取扱い等に関する通知等が発出された場合には速やかに情報提供をすることとしています。

【別添資料】

1. 「障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う障害者通所支援等に係る事務の実施主体の移行について」(平成 24 年 1 月 11 日 厚生労働省障害福祉課地域移行・障害児支援室、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て事務連絡)
2. 障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正に伴う指定に係る留意事項について」(平成 24 年 2 月 8 日 厚生労働省障害福祉課地域移行・障害児支援室、各都道府県・指

記

I. 法改正に伴う諸手続きに関する事項

1. 都道府県から市区町村に移行される事務

これまで都道府県の事務とされていた次の事務は、平成 24 年 4 月 1 日から実施主体（申請や相談の窓口）が市区町村に移行されることとなります。

(1) 児童福祉法に基づく障害児通所給付費の通所給付決定等

知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設を利用している障害児に対する給付関係事務が市区町村に移行されます。

(2) 18 歳以上の障害児入所施設入所者に係る障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定等

知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症児施設等などの障害児入所施設に入所している 18 歳以上の障害者については、障害者自立支援法に基づく介護給付事務の対象となるため、給付関係事務が市区町村に移行されます。

(3) 重症児通園事業の利用者にかかる児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費の支給決定等

重症児通園事業に通所している重症児者に対する給付関係事務が市区町村に移行されます。

2. 移行にあたって地方自治体が行う事務

(1) 都道府県における事務

①都道府県が支給決定をしている現在の利用者について、平成 24 年 4 月 1 日以降の実施主体となる市区町村を特定し、その市区町村に事務を引き継ぐとともに、給付申請手続きを障害児及びその保護者に対し勧奨をすること。

②市区町村における児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく給付費に関する業務が円滑に行われるよう、市区町村に対して指導・助言等を行うなどの支援を行うこと。

(2) 市区町村における事務

速やかに担当部署を決定し、給付費の支給決定に必要な手続きを遅滞なく行うこと。その際、円滑な移行を図るために講じられている経過措置の取扱いに十分に留意すること。

3. 公法人立の重症児施設が行う選択

(1) 18 歳以上の障害児施設入所者への対応

18 歳以上の障害児が入所する重症児施設（国立病院機構国立病院を除く。以下同じ。）では、改正法を踏まえて、事業者指定の有効期間（最長で 6 年間）中に、都道府県等と連携し十分に協議を重ね目標とする施設の在り方と利用者の支援方法等を

決定し、次の中から施設の方向性を選択することになります。

①障害児施設として維持

②障害者施設に転換

③ 障害者施設と障害児施設を併設

①障害児施設として維持する場合

- ・ 障害児のみが対象となります。
- ・ 18 歳以上の入所者は、地域生活への移行のための支援を受け、事業者指定の有効期間である 6 年間のうちに、地域生活へ移行するか他の障害者施設に移行するための計画的な支援を受けることとなります。

②障害者施設に転換する場合

- ・ 障害者のみが対象となります。
- ・ 障害児は、6 年間のうちに適切な支援を提供できる他の障害児施設等に移行することとなります。
- ・ 18 歳以上の障害者は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供を受けます。

③障害者施設と障害児施設を併設する場合

- ・ 障害児と障害者が対象となります。
- ・ 障害児はこれまで通り障害児支援の提供を受けます。
- ・ 障害者は、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービスの提供を受けます。

#### 4. 重症心身障害児（者）又は保護者が行う手続きなど

法改正により、重症児通園事業が法定化されたこと及び都道府県の事務が市区町村に移行されたことにより、給付の仕組みが次のようになります。

(1) 重症児通園事業を利用している場合

①この事業は、これまで予算補助事業であったことから、運営費は都道府県から施設に補助されていまして個人別の「給付費」や「支給決定」という概念がありませんでしたが、法定施設になることにより仕組みが変わり、市区町村から障害児者への個別給付となります。

②利用者が 18 歳未満の重症心身障害児の場合は児童福祉法に基づく支給決定となり、18 歳以上の重症心身障害者の場合は障害者自立支援法に基づく支給決定となりますが、いずれの場合も本年 4 月 1 日以降の日付けで市区町村から新たに支給決定を受ける必要があります。その事前準備としての、申請窓口は現在お住まいの市区町村となります。

③これらの手続きは、申請書の提出、障害程度区分の認定、支給決定の要否の決定を経て、支給決定を受けることとなります。

(2) 重症児施設等に入所・入院している場合

①18 歳未満の場合

現に受けている支給決定の終了期間が平成 24 年 3 月 31 日までとなっている場合

以外は、特段の手続きをする必要はありません。適用される法律は、従前どおり児童福祉法です。

#### ②18歳以上の場合

- ・現に入所している施設で継続して障害福祉サービスの提供を受けることを希望する場合には、既に支給決定を受けている場合であっても、適用される法律が「児童福祉法」から「障害者自立支援法」に変更されることから、改めて障害者自立支援法に基づく支給決定を受ける必要があります。
- ・この場合、本人（判断能力を欠く常況にある者であって、成年後見人が選任されている者については成年後見人）が申し出れば、障害程度区分の認定を含めた必要な手続きを省略して、支給決定をすることになります。  
なお、この「申し出」は、申出者の負担を軽減する観点から「申出者の意思が書類で確認できるもの。」とされており、特段の統一的な様式は定められておりません。  
この申し出は、当該施設に入所前に居住していた市区町村（実施主体の市区町村）に申し出をすることになりますが、現在入所している施設を経由して申し出をすることもできることになっています。
- ・申し出を受けた市区町村は、障害程度区分の認定等の手続きを省略して、法律施行の前日まで利用している児童福祉法のサービスに相当する障害者自立支援法の障害福祉サービス（重症心身障害者の場合は「療養介護」）の支給決定を行うこととなります。
- ・支給決定の有効期間は1年とすることを原則としていますが、事務の平準化の観点から2年とすることも可能とされています。

#### ③平成24年度中に満18歳になる者の場合

平成24年度中に18歳に達する者の場合は、18歳に達する日以前に利用継続を申し出ることにより、上記②と同様の取扱いとなります。

平成25年度以降に18歳に到達する場合には、手続きの省略の特例は適用されず、通常の手続きをする必要があります。

### (3) 新たに施設に通所・入所を希望する場合

これまで重症児通園事業の通園や重症児施設に入所していなかった者が、平成24年4月1日以降にこれらのサービスを利用しようとするときは、児童福祉法又は障害者自立支援法に基づく手続きをする必要があります。

## 5. 利用者負担

利用者負担の額については、これまでの利用するサービス料に応じて負担する「応益負担」から、利用者又はその保護者の負担能力に応じて負担する「応能負担」の仕組みに変更されます。

しかしながら、障害者自立支援法施行以来数度に及び利用者負担軽減措置により実質的に応能負担の額とほぼ同じ仕組みとなっておりますので、この度の制度改正で利

利用者負担が大きく変動することはないものと思われます。もし仮に、これまでの利用者負担額よりも多くなった場合には特例的に軽減する仕組みが設けられていますので、市町村の窓口にご相談ください。

## Ⅱ. 平成 24 年度報酬改定に関する事項

### 1. 重症児通園事業関係

#### (1) 重症児通園事業から児童発達支援事業に移行する場合の報酬

現行の重症児通園事業は、事業者に対して一定額の補助を行ってきましたが、今回の改正により法定事業となり、他の通所サービスと同様に、1 日当たりの報酬を設定して、サービスの利用実態に応じて支払われることとなります。

##### ①児童発達支援給付費

重症児通園事業からの円滑な移行と、重症心身障害児（者）への適切な支援を提供する観点から、通常の児童発達支援とは別に、人員配置基準を設けるとともに生活介護等の障害福祉サービスと一体的に実施できるようにするため、生活介護を含む報酬単位については、現行の補助単価を踏まえて以下のように設定されることとなります。

- ・利用定員が 5 人 1587 単位
- ・利用定員が 6 人以上 10 人以下 813 単位
- ・利用定員が 11 人以上 689 単位

※送迎に係る経費も上記の報酬の中に含まれています。

##### ②児童発達支援管理責任者専任加算

障害福祉サービスのサービス管理責任者に相当する者として、障害児支援に新設する児童発達支援管理責任者を専任で配置する場合に加算されます。

- ・利用定員が 5 人以下 410 単位
- ・利用定員が 6 人以上 10 人以下 205 単位
- ・利用定員が 11 人以上 102 単位

##### ③福祉・介護職員処遇改善加算

良質な障害者福祉サービス等を提供するための人的資源を確保するため福祉・介護職員の殊遇改善に向けた取り組みを行う場合に加算されます。

##### ④その他の加算

現行の障害児通園施設等に適用されている加算が適用されます。それぞれに算定要件があるので要件を満たすことができれば加算されます。（家庭連携加算、訪問支援特別加算、欠席時対応加算など）

#### (2) 重症児通園事業から医療型児童発達支援センターに移行する場合の報酬

##### ①医療型児童発達支援給付費 440 単位

※重症児に適切な支援を行うための基準を満たした場合に算定されます。

※送迎に係る経費も上記の報酬の中に含まれています。

##### ②児童発達支援管理責任者専任加算 51 単位

### ③福祉・介護職員処遇改善加算

### ④その他の加算

現行の肢体不自由児通園施設に適用されている加算が適用されます。それぞれに算定要件があるので要件を満たすことができれば加算されます。(家庭連携加算、訪問支援特別加算、欠席時対応加算など)

## (3) 重症児通園事業から生活介護に移行する場合の報酬

重症児通園事業を利用していた18歳以上の障害者は、新たに障害者自立支援法に基づき、原則として障害程度区分の認定を経て介護給付費の支給決定を受ける必要があります。

### ①生活介護サービス費【定員20人以下の場合】

- ・障害程度区分6 1288単位
- ・障害程度区分5 973単位
- ・障害程度区分4 697単位
- ・障害程度区分3 629単位
- ・障害程度区分2 578単位

※市区町村において移行事務が集中し、平成24年3月31日までに障害程度区分の認定を受けられないものについては、障害程度区分5に相当する生活介護の報酬となります。

### ②送迎加算 片道 27単位/回

※障害程度区分5若しくは6又はこれに準ずる者(一定以上の行動障害を有する者又はたんの吸引等を必要とする者)が100分の60以上いる場合、さらに14単位/回が加算されます。

### ③人員配置体制加算

人員配置の状況が要件を満たすなら加算されます。

### ④リハビリテーション加算

理学療法士等が中心となって、リハビリテーションを行う場合に加算されます。

### ⑤その他の加算

現行の生活介護の加算が適用されます。それぞれに算定要件があるので要件を満たすことができれば加算されます。

## 2. 公法人立重症児施設関係

重症児施設は、上記3で述べたとおりどのような施設に移行するか選択できるようになっていますが、ここでは障害児施設(医療型障害児入所施設)と障害者施設(療養介護)の両方の指定を受けた場合について説明します。

### (1) 医療型障害児入所施設に移行する場合の報酬

現行の障害児入所施設(重症児施設)が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬を設定することとされています。

#### ①医療型障害児入所施設給付費

- ・医療型障害児入所施設 867 単位
- ・指定医療機関 867 単位
- ②児童発達支援管理責任者専任加算
  - ・医療型障害児入所施設 24 単位

③福祉・介護職員処遇改善加算

④その他の加算

現行の重症心身障害児施設に適用される加算が適用されます。それぞれに算定要件があるので要件を満たすことができれば加算されます。

## (2) 療養介護に移行する場合の報酬

18歳以上の重症児施設入所者に対する障害福祉サービスとして想定される療養介護の報酬体系は、障害程度区分の判定や人員体制、定員規模によって細かく設定されていますが、現行の重症児施設の報酬単位は、原則、一律のものとなっていることを踏まえ、次の経過措置を講じることとされました。

### ①障害程度区分の要件は考慮しないこと

18歳以上の障害児施設入所者は、障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の附則に基づき、移行にあたり本人が申し出ることによって障害程度区分の判定等を省略して支給決定することとされていることを踏まえ、療養介護の報酬の適用に当たっては、障害程度区分の要件は考慮せず、人員体制のみを基準としてサービス費区分が適用されます。

### ②手厚い人員配置体制を評価

人員配置体制加算

重症児施設においては、施設の状態に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス費区分（Ⅰ）（2：1以上）及び区分（Ⅱ）（3：1以上）について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算されます。

#### 【1.7：1以上の人員配置の場合】

経過的療養介護サービス費（Ⅰ）に次の単位を加算

- ・利用定員が 61人以上 80人以下 6 単位/日
- ・利用定員が 81人以上 17 単位/日

#### 【2.5：1以上の人員配置の場合】

経過的療養介護サービス費（Ⅱ）に次の単位を加算

- ・利用定員が 40人以下 170 単位/日
- ・利用定員が 41人以上 60人以下 200 単位/日
- ・利用定員が 61人以上 80人以下 224 単位/日
- ・利用定員が 81人以上 237 単位/日

### ③経過的な報酬の適用

上記の経過措置の適用に当たっては、障害程度区分の要件は考慮されていない

ことから、現行の重症心身障害児施設の報酬単位を上限とします。

経過的療養介護サービス費（Ⅰ）

・利用定員が40人以下	867単位/日
・利用定員が41人以上60人以下	867単位/日
・利用定員が61人以上80人以下	861単位/日
・利用定員が81人以上	850単位/日

また、サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）以外の人員体制が薄い施設の場合には、その体制に応じたサービス費が算定されることになるが、人員体制を手厚くする等の対応を行うための経過期間を設ける観点から、一定の配慮をした報酬単位数を平成24年度に限り算定されます。

【経過的療養介護サービス費（Ⅱ）】 586単位/日

④療養介護のサービス費区分の適用

各事業所の判断で柔軟な事業運営ができるよう、療養介護のサービス費区分の適用に当たっては、施設単位か病棟単位かを選択できることとなりますが、病棟単位とする場合にあっては、定員区分の判定は施設単位となります。

⑤福祉・介護職員処遇改善加算

⑥その他の加算

現行の療養介護の加算が適用されます。それぞれに算定要件があるので要件を満たすことができれば加算されます。

### Ⅲ. 国立病院機構国立病院の場合

以上Ⅰ～Ⅱでは、公法人立の重症心身障害児施設を中心に述べてきましたが、国立病院機構国立病院の場合は、児童福祉法に定める「指定医療機関」のため、取扱いが異なる部分があります。

例えば、18歳以上の障害者への対応として、前述のⅠの3の（1）のとおり3つの選択肢があることを述べましたが、「指定医療機関」制度は児童福祉法にしか定義がないため、指定医療機関のまま②の障害者施設への転換は取り得ず、①の障害児施設（指定医療機関）として維持、又は③の障害児施設（指定医療機関）と障害者施設との併設のどちらかになるものと考えられます。

また、指定医療機関については事業者指定の手続きは必要がないことや、報酬設定の考え方も異なったものとなっています。

### Ⅳ. その他

以上のように重症心身障害児（者）に関しては、重症児通園事業の利用者及び18歳以上の重症児施設等入所者の場合は、児童福祉法に基づく児童発達支援事業又は障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの対象となり、その実施主体が市区町村に移行することになりました。

このため、今後はお住まいの市区町村との関係がこれまで以上に密接になってくる



ことを踏まえ、これからの親の会活動も視点を変えた取り組みが重要となってまいります。